

宣言3

予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会 すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

	大項目	達成要件	小項目	2018年度の達成数	【参考】 更なる取組の達成
1	特定健診・保健指導の実施率向上	特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。 集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。 被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしている。		47	37
2	保険者横断的な医療費の調査分析	国保データベース（KDB）システム等を活用した調査分析の研修会や被用者保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を広げている。 データの提供が可能な保険者から医療費データを取得するなど、保険者横断的な医療費や医療サービスの利用状況等に関する分析を行い、各保険者への分析結果の提供などを行っている。 医療費の調査分析等のための人材育成を行う。【追加の取組】		47	43
3	特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しなければならないとされていることの重要性を認識し、国が整備した様式やルールの周知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。		47	47
4	保険者横断的な予防・健康づくり等の取組	健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後発医薬品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を大切にする患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。 住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題や認識を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く産官学の関係者が一体となって健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する、又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 【追加の取組】 保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う、又は国民健康保険団体連合会と共同で担っている。【追加の取組】		47	41
(5)	後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組	後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適正化について、後発医薬品協議会や地域の医療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化の先進事例の共有等）を行っている。【追加の取組】		—	37
宣言を達成した保険者協議会の数				47	27

47すべての保険者協議会が宣言を達成。このうち27では、更なる取組も達成。

- 2018年度の達成：1～4の大項目すべて達成した場合に宣言3を達成。小項目が複数ある大項目1・2については、小項目1つ以上の達成で大項目を達成とする。
- 更なる取組：地域でのより一層の取組の推進を目指して宣言の達成要件に加え2018年度から更なる取組の要件を設定。具体的には、大項目2・4に小項目の取組を追加し、また大項目5の取組を追加。その上で小項目が複数ある大項目1・2・4については、小項目2つ以上の達成で大項目を達成とする。

日本健康会議の2019年度における保険者協議会の達成要件（宣言3）の達成状況 回答様式

東京都保険者協議会 回答（2019年7月1日時点）

太枠欄のうち該当があるものについて、ご記入をお願いいたします。

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。					
達成要件		2018年度中に実施済み	2019年4月1日～7月1日に実施済み	2019年度中に実施予定	※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。
大項目	小項目	※複数回答可			
1. 特定健診・保健指導の実施率向上	①特定健診・保健指導の実施率向上に向けて、実施率の高い保険者の取組例の共有や、保険者共同での広報活動（ポスター作成、住民や医療関係者への働きかけ等）を行っている。	○	○	○	<p>① 具体的な取組内容をご記入ください。</p> <p>② 質問①的回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。</p>
	※宣言3の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち1つ以上の達成 ※更なる取組の達成に係る大項目1の達成要件：小項目①～③のうち2つ以上の達成				<p>① [2018年度中に実施済み] (1) 保健事業の推進に係るポスター及びリーフレットを作成し、保険者協議会HPやイベント等で展開。 (2) 特定健診・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】【中・上級編】』を開催。 (3-1) 東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作成。 (3-2) 上記事例集を用いた事例発表会を開催。</p> <p>② [2019年4月1日～7月1日に実施済み] (1) 保健事業推進に係るポスターを作成し、保険者協議会HPで展開。 (2) 特定健診・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【初級編】』を開催（6月）</p> <p>③ [2019年度中に実施予定] (1) 保健事業推進に係るポスター及びリーフレット・グッズを作成し、保険者協議会HPやイベント等で展開予定。 (2) 特定健診・特定保健指導等について保険者が知識を習得することを目的とした、『特定保健指導等プログラム研修会【専門編】【中・上級編】』を開催予定（8月、10月） (3) 東京都保険者協議会保健活動部会において、保健事業に関する研修会を開催予定（秋以降）</p> <p>② [2018年度中に実施済み] <事例集掲載保険者> 1 生活習慣病の発症予防・重症化予防 (2) 特定健診・特定保健指導の実施率向上 事例 5保険者…健康保険組合 2保険者…国民健康保険（区） (3) 重症化予防 事例 3保険者…健康保険組合 1保険者…共済組合 2保険者…国民健康保険（区）</p>
	②集合契約の連絡調整に加えて、被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施や、保険者での独自のがん検診等の実施など、健診の魅力を高めるための保険者と医療関係者との連絡調整を広く行っている。	○	○		<p>集合契約の連絡調整に加えて実施している、保険者と医療関係者との連絡調整の具体的な内容をご記入ください。</p>
	③被用者保険の特定健診と国保・市町村の住民健診の共同実施など、都道府県内の保険者共同での健診実施や、保険者間での健診実施の委託契約の締結に向けて、保険者協議会が連絡調整や支援をしている。	○	○		<p>連絡調整や支援の具体的な内容をご記入ください。</p>

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。							
達成要件		2018年度中に実施済み	2019年4月1日～7月1日に実施済み	2019年度中に実施予定	※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。		
大項目	小項目	※複数回答可					
2. 保険者横断的な医療費の調査分析	<p>①国保データベース（KDB）システム等を活用した調査分析の研修会や被保険者等への分析結果の提供、管内の保険者によるデータヘルスの取組事例の共有など、保険者によるデータヘルスの効果的な取組を広げている。</p> <p>②データの提供が可能な保険者から医療費データを取得するなど、保険者横断的な医療費や医療サービスの利用状況等に関する分析を行い、各保険者への分析結果の提供などを行っている。</p> <p>③医療費の調査分析等のための人材育成を行う。 ※都道府県又は保険者協議会が行う人材育成のいずれも評価対象。県職員、国保連職員、保険者協議会の参加者等のいずれも対象。 ※2018年度から追加した取組</p>	○	○	○	<p>① 具体的な取組内容をご記入ください。</p> <p>② 質問①的回答に、取組事例の共有が含まれる場合、共有している取組事例の実施保険者名・具体的な取組の内容をご記入ください。</p> <p>③ 実施している分析の方法等についてご記入下さい。</p> <p>④ 人材育成の具体的な内容等をご記入下さい。</p>	<p>① [2018年度中に実施済み] (I-1) 東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作成。 (I-2) 上記事例集を用いた事例発表会を開催。</p> <p>[2019年度中に実施予定] 東京都保険者協議会データ分析部会において、データ分析に係る人材育成のための研修会を開催予定（秋以降）</p> <p>② [2018年度中に実施済み] 『事例集掲載保険者及び取組内容』 1.生活習慣病の発症予防・重症化予防 (1) スマートフォンや活動量計等を活用した健康づくり事業 事例 2保険者…国民健康保険（区・市） (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上 事例 5保険者…健康保険組合 2保険者…国民健康保険（区） (3) 重症化予防 事例 3保険者…健康保険組合 1保険者…共済組合 2保険者…国民健康保険（区） 2 後発医薬品の使用促進 事例 1保険者…全国健康保険協会 東京支部 3 医薬品適正使用 事例 1保険者…国民健康保険（市） 1保険者…東京都後期高齢者医療広域連合 4 禁煙対策 事例 1保険者…国民健康保険（組合） 5 歯科健診 事例 1保険者…国民健康保険（区） 『事例発表会において発表した医療保険者』 3保険者…健康保険組合 1保険者…国民健康保険（組合）</p> <p>[2018年度中に実施済み] 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・具体的な分析の方法（都内の特定健診等、後発医薬品の使用割合等分析、レセプトデータ等を活用した医療費分析、健康スコアリングレポート分析） ・データ提供元（東京都（厚生労働省提供データ）、健康保険組合） ・分析結果の共有方法（保険者協議会の構成員のみで共有）</p> <p>[2019年4月1日～7月1日に実施済み] 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・具体的な分析の方法（KDBを活用した医療費分析） ・データ提供元（東京都） ・分析結果の共有方法（東京都保険者協議会HPで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有））</p> <p>[2019年度中に実施予定] 東京都保険者協議会データ分析部会において、以下の分析結果を共有。 ・具体的な分析の方法（健康スコアリングレポート分析 等） ・データ提供元（東京都、健康保険組合 等） ・分析結果の共有方法（東京都保険者協議会HPで公表（一部、保険者協議会の構成員のみで共有））</p> <p>[2018年度中に実施済み] ・名称：（平成30年度データを活用した保健事業の取組事例発表会） ・実施日程（平成31年3月6日） ・実施主体（東京都保険者協議会） ・参加対象者（東京都内に所在地のある健康保険組合、共済組合、区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、全国健康保険協会及び後期高齢者医療広域連合の各保険者の保健事業に係る担当者） ・議題・テーマ・研修内容 (1) 講師講義 テーマ：「保健事業の実施に係るPDCA及びデータヘルス・ポータルサイト等について」 (2) 医療保険者による事例発表 発表保険者： 3保険者…健康保険組合 1保険者…国民健康保険（組合）</p> <p>[2019年度中に実施予定] 東京都保険者協議会データ分析部会において、データ分析に係る人材育成のための研修会を開催予定（秋以降）</p>	

<p>宣言3の達成について</p> <p>※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。</p> <p>※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。</p>					
達成要件	2018年度中に実施済み	2018年4月1日～7月1日に実施済み	2019年度中に実施予定	取組の詳細等についての質問・回答 <small>※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。</small>	
大項目	小項目	※複数回答可			
3. 特定健診データの保険者間の移動の推進	特定健診・保健指導は、医療費適正化の観点から保険者が共通で取り組む法定義務の取組である。加入者が移動した場合、法令上、旧保険者は現保険者の求めに応じて特定健診データを提供しなければならないとされていることの重要性を認識し、国が整備した様式やルールの届知など、管内の保険者に対する働きかけを行っている。		○	働きかけの具体的な内容をご記入ください。	【2018年度中に実施予定】 東京都保険者協議会において協議を行う予定
4. 保険者横断的な予防・健康づくり等の取組・都道府県民の健康増進の推進体制・都道府県の中核的役割の発揮	①健康教室やウォーキング大会の共同開催や協賛、後発医薬品の使用促進、受動喫煙防止の働きかけ、医療資源を大切にする患者教育など、保険者横断的な予防・健康づくりや医療費適正化等の活動をしている。	○	○	○	【2018年度中に実施済み】 一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会が主催しているフェスティバルの各イベント内において保健事業推進に係るリーフレット配付による啓発を実施 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 東京都保険者協議会としての促進月間を設定。また、各医療保険者共通で被保険者に対して使用出来るポスター・リーフレットを作成し、東京都保険者協議会HPで展開。 『促進月間名』①禁煙週間（5月31日～6月6日） ②健康増進週間（9月） ③乳がん月間（10月） ④糖尿病予防月間（11月） ⑤後発医薬品使用促進月間（2月）
	②住民の健康増進について、医療関係者、企業、大学等の幅広い関係者と課題や認識を共有し、行政と民間が協力しながら住民に働きかけ、取組を進める観点から、制度や組織の垣根を超えて、広く産官学の関係者が一体となって健康づくりを推進する。例えば、都道府県等が中心となり「地域版日本健康会議」（又はこれに類する会議体）を、保険者協議会と連携しながら開催する。又は当該関係者の参画及び助言を得ながら保険者協議会を開催する。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	① 関係者が一体となって健康づくりを推進するための会議体等について、具体的な内容をご記入ください。 【2018年度中に実施済み】 『会議体等について』 ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議実施策候補会部会） ・実施日程（6月29日、10月9日、12月4日） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21の施策推進に関する事項） ・開催頻度（年4回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画） 【2019年度中に実施予定】 『会議体等について』 ・名称（東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議実施策候補会部会） ・実施日程（8月、9月、11月、1月、2月（予定）） ・主催者（東京都） ・参加者（学識経験者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表、関係団体の代表、関係行政機関の職員） ・主な議題（プラン21の施策推進に関する事項） ・開催頻度（年4回程度） ・保険者協議会との関係（保険者協議会の委員が保険者団体代表として当該会議に参画）
	③保険者協議会の事務局を、都道府県が自ら担う、又は国民健康保険団体連合会と共同で担っている。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	① 7月1日時点での、保険者協議会の事務局の体制をご記入ください。 ② 7月1日以降に事務局の見直しを予定している場合、予定している事務局の体制をご記入ください。 ① 東京都と東京都国民健康保険団体連合会が共同で事務局運営を担っている。

宣言3の達成について ※大項目1から4までのいずれも満たす場合、宣言3の達成となります。 ※大項目1から5までのいずれも満たす場合、更なる取組の達成となります。						
達成要件		2018年度中に実施済み	2019年4月1日～7月1日に実施済み	2019年度中に実施予定	※各要件に該当する場合、7月1日時点で実施した又は実施予定の具体的な内容等をご記入ください。 ※ご負担のない範囲内で簡潔にご記入をお願いいたします。1つの欄に複数の回答を記入しても構いません。	
大項目	小項目	※複数回答可				
5. 後発医薬品の使用促進や重複投薬等の適正化のための取組	後発医薬品の使用促進または重複投薬等の適正化について、後発医薬品協議会や地域の医療関係者と連携した取組（例えば、後発医薬品の使用率の実態調査や重複投薬等の適正化の先進事例の共有等）を行っている。 ※2018年度から追加した取組	○	○	○	① 具体的にどのような取組を行っているのかご記入ください。 ② 質問①的回答に、先進事例の共有が含まれる場合、共有している取組例の実施主体（保険者名など）や具体的な取組内容をご記入ください。	【2018年度中に実施済み】 ①東京都保険者協議会データ分析部会において、医療保険者の好事例を収集し、事例集を作成。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（薬剤師会と協議して実施した後発医薬品の使用促進事業等を紹介） 実施主体（東京都後期高齢者医療広域連合） 具体的な取組内容（保健師等による重複・頻回受診の取組を紹介） 【2019年4月1日～7月1日に実施済み】 ①東京都主催の「第1回 東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会委員が保険者団体の代表として参画。 ②実施主体（全国健康保険協会 東京支部） 具体的な取組内容（後発医薬品使用促進の取組を紹介） 【2019年度中に実施予定】 ①引き続き、東京都主催の「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」に東京都保険者協議会委員が保険者団体の代表として参画予定。

日本健康会議について

日本健康会議
NIPPON KENKYOU KAIGO

- 平成27年7月に、「日本健康会議」が発足。
 - ・保険者等における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるための**民間主導の活動体**。
 - ・**経済界・医療関係団体・自治体・保険者団体のリーダー**が手を携え、**健康寿命の延伸とともに医療費の適正化**を図ることを目的。
 - ・メンバーは、**各団体のリーダーおよび有識者の計32名**で構成。
- (※) 三村会頭（日本商工会議所）、横倉会長（日本医師会）、老川顧問（読売新聞）が共同代表。
- **予防・健康づくりの目標を設定（8つの宣言）**。進捗状況をHPで公表。
(※) データポータルサイトで「見える化」し取組を加速化
- 4回目となる昨年度（日本健康会議2018）は、**平成30年8月27日**に開催。
- さらに昨年からは、**地域版の日本健康会議**の開催も進めているところ。



日本健康会議2018

「健康なまち・職場づくり宣言2020」（8つの宣言）

宣言1	予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
宣言2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。
宣言3	予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。
宣言4	健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
宣言5	協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。（2018度より目標を1万社から3万社に上方修正。）
宣言6	加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。
宣言7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
宣言8	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

日本健康会議2018の様子
(平成30年8月27日開催)



WEBサイト上で全国の取組状況を可視化

* 2018年8月現在

日本健康会議 実行委員一覧

日本経済団体連合会 会長 中西宏明
日本商工会議所 会頭 三村明夫 ※共同代表
経済同友会 代表幹事 小林喜光
全国商工会連合会 会長 石澤義文
全国中小企業団体中央会 会長 大村功作
日本労働組合総連合会 会長 神津里季生
健康保険組合連合会 会長 大塚陸毅
全国健康保険協会 理事長 安藤伸樹
全国国民健康保険組合協会 会長 真野章
国民健康保険中央会 会長 岡崎誠也
全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾俊彦
全国知事会 会長 上田清司
全国市長会 会長 立谷秀清
全国町村会 会長 荒木泰臣
日本医師会 会長 横倉義武 ※共同代表
日本歯科医師会 会長 堀憲郎

日本薬剤師会 会長 山本信夫
日本看護協会 会長 福井トシ子
日本栄養士会 会長 中村丁次
チーム医療推進協議会 代表 半田一登
住友商事株式会社 名誉顧問 岡素之
自治医科大学 学長 永井良三
東北大学大学院医学系研究科 教授 達一郎
あいち健康の森健康科学総合センターセンター長 津下一代
広島大学大学院医歯薬保健学研究院 教授 森山美知子
千葉大学予防医学 センター教授 近藤克則
大阪大学産学共創本部 特任教授 宮田俊男
日本糖尿病学会 理事長 門脇孝
東京都荒川区 区長 西川太一郎
読売新聞グループ本社 取締役最高顧問 老川祥一 ※共同代表
テレビ東京 特別顧問 島田昌幸
共同通信社 相談役 福山正喜

* 事務局長 渡辺俊介（元日経新聞論説委員）